報道資料

実はここにも 総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成２５年４月１日
消　　防　　庁

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の改正

消防庁では、災害の大規模化・多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防本部の一層の体制強化を図るため、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し、公示しました。

【改正のポイント】

○　広域化を実現した消防本部においては、住民サービスの向上等の成果が現れており、広域化は消防防災体制の強化には有効な手法。

○　平成２４年度の広域化の期限後も小規模消防本部が多数存在することに加え、東日本大震災の教訓等を踏まえると、広域化の推進による消防防災体制の整備がこれまで以上に必要。

○　平成２４年度までの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗は、地域の実情によって左右される面があるものと考えられることから、今後は、地域の実情を尊重することを基本として下表のとおり見直しを行う。

項目	改正後	改正前
広域化する際に目標とする消防本部の管轄人口規模	広域化対象市町村の組合せを検討する際には、３０万規模目標には、必ずしもとらわれず、これらの地域の実情を十分に考慮する必要がある。	おおむね３０万以上の規模を一つの目標とすることが適当
国・都道府県が支援の対象とする地域	（消防広域化重点地域） 広域化対象市町村の組合せを構成する市町村からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると認めるものを都道府県知事が指定、国・都道府県の支援を集中的に実施。 ①　今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域 ②　広域化の気運が高い地域	（広域化対象市町村） 都道府県が消防の現況、将来の見通しを勘案し、広域化を推進する必要があるものとして推進計画に位置づける市町村
広域化の実現期限	平成３０年４月１日（５年程度延長）	平成２４年度末

〈添付資料〉

・市町村の消防の広域化に関する基本指針の改正概要

・「市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する告示」（平成 25 年消防庁告示第４号）

【連絡先】＜消防庁　消防・救急課＞
担当：中垣内、今井
電話：03-5253-7522
FAX　：03-5253-7532

市町村の消防の広域化に関する基本指針の改正概要

※ 消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化
消防本部の規模の拡大により消防の体制の整備・確立を図るため、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。

＜広域化の背景＞

○ 小規模な消防本部においては、一般的に財政基盤や人員、施設、装備等の面で十分でなく、高度な消防サービスの提供に課題がある場合が多い。

＜広域化の取組＞

○ 消防庁では、平成6年以降、市町村の消防の広域化を推進
→ **消防審議会「市町村の消防の広域化の推進に関する答申」（平成18年）**

○ ・消防組織法の改正
・「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（消防庁告示）の制定
（平成18年）

（改正消防組織法）
・ 都道府県は広域化対象市町村の組合せ等に関する推進計画を策定、市町村に対して必要な調整を実施
・ 市町村は広域化後の消防本部の運営に関する計画を策定

（基本指針）
・ 消防本部の規模は、一般論として大きいほど望ましい。管轄人口の観点から言えば**おおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当。**
・ **推進計画策定後5年度以内（平成24年度まで）目途に広域化を実現。**

○ 消防庁の支援
地方財政措置、セミナーの開催、アドバイザー派遣等の支援策を実施。

広域化実現ブロック数：24（H25.4.1）
（807消防本部(H19.4.1)→767消防本部（H25.4.1)
※市町村合併によるものを含む。

○ 消防審議会
・「消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申」
（平成24年9月）

基本指針の改正（平成25年4月1日公示）

＜基本指針改正のポイント＞

○　広域化を実現した消防本部においては、住民サービスの向上等の成果が現れており、**広域化は消防防災体制の強化のためには有効な手法。**

○　また、24年度の期限後も小規模消防本部が多数存在することに加え、東日本大震災の教訓等を踏まえると、**広域化の推進による消防防災体制の整備がこれまで以上に必要。**

○　ただし、24年度末までの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗は地域の実情によって左右される面があるものと考えられることから、**今後は、地域の実情を尊重することを基本として、以下のとおりの見直しを行う。**

項目	基本指針（改正案）	現行の基本指針
広域化する際に目標とする消防本部の管轄人口規模	広域化対象市町村の組合せを検討する際には、30万の規模目標には必ずしもとらわれず、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。	おおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当
国・都道府県が支援の対象とする地域	（消防広域化重点地域） 広域化対象市町村の組合せを構成する市町村からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると認めるものを都道府県知事が指定、国・都道府県の支援を集中的に実施。 ①今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域 ②広域化の気運が高い地域	（広域化対象市町村） 都道府県が消防の現況、将来の見通しを勘案し、広域化を推進する必要があるものとして推進計画に位置づける市町村
広域化の実現の期限	平成30年4月1日 （5年程度延長）	平成24年度末

○消防庁告示第四号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成十八年消防庁告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

消防庁長官　岡崎　浩巳

一の1を次のように改める。

1　市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によって、

①　災害発生時における初動体制の強化
②　統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
③　本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
④　救急業務や予防業務の高度化及び専門化
⑤　財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
⑥　消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

こうしたことから、平成六年以降、自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきた。全国の消防本部の数は、最も多かった平成三年十月の九百三十六本部から、平成十八年四月には八百十一本部にまで減少しているが、広域化と並行して進められた市町村合併の状況と比較すると、広域化が十分進んだとは言い難い状況にあった。そこで、平成十八年においては、都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組みの創設と併せ、災害の大規模化・多様化等の環境の変化に的確に対応するために広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げること等を内容として、広域化を更に推進するための消防組織法の改正及びこれに基づく本指針の策定を行った。

以来、改正後の消防組織法に基づき各都道府県において定められた推進計画に基づく取組が進められてきたところであるが、本指針が策定された当初の広域化の実現の期限としていた平成二十四年度末には平成十八年四月から更に二十七本部が減少し、消防本部数は七百八十四本部となったところである。広域化を行った消防本部においては、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化を通じた住民サービスの向上等の成果が現れており、広域化に伴う現象として一部の地方公共団体が懸念する、消防署所の配置替えによる一部地域での消防力低下や消防本部と市町村との関係の希薄化といった事実は認められない。

このように、広域化した消防本部においては、広域化の意図する成果が現れてはいるものの、全体的には、管轄人口十万未満の小規模な消防本部（以下「小規模消防本部」という。）が全消防本部数の約六割を占めるなど、広域化の進捗はまだ十分とはいえず、小規模消防本部が抱える前記の課題が依然として克服されていない。

一方で、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて減少に転じ、これまでの長期的な少子化の傾向が今後も続く場合は、将来人口が減少することが予想されている。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約もより厳しくなるものと考えられる。また、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も更に懸念される状況にある。このような人口動態

等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えられ、加えて、近年の東日本大震災での教訓や類例を見ない大規模災害等の発生、また、今後の災害リスクの高まりも指摘される状況を踏まえると、国、都道府県及び市町村が一体となった広域化の推進による小規模消防本部の体制強化がこれまで以上に必要となっている。

一の2を次のように改める。

2　消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

①　市町村の消防の広域化の理念及び定義

②　消防庁長官による基本指針の策定

③　都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等

④　広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成

⑤　国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。

また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同

して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

加えて、広域化については、一部事務組合等の共同処理又は事務委託の方式により行われることとなるが、関係市町村間においてそれぞれの方式の利点及び問題点を十分に比較考量の上、その地域に最も適した方式を選択することが必要である。

一の３中「国は」を「本指針一、３を踏まえ、国は」に改め、一の３の⑵中「広域化の必要性やメリットについて、国民の理解を十分に深めるため」を「市町村の消防の広域化を推進するためには、消防サービスの提供を受ける国民、広域化に直接取り組む市町村及び指導助言や連絡調整等を市町村に対して行う都道府県が広域化の必要性、メリットや全国的な状況等について、十分に理解することが重要であることから」に改め、一の３の⑶中「に対して逐次紹介又は情報提供し」を「のニーズに応じた情報提供を行い」に、「理解」を「取組」に改め、一の３の⑷中「広域化に関する協議」を「広域化を実現した消防本部の幹部職員等で消防庁に登録された者を市町村等に派遣し、助言等を行う消防広域化推進アドバイザーの活用等により、広域化に関する協議」に改め、一の３の⑸を削り、一の３を一の４とし、一の２の次に次のように加える。

３　平成二十五年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性

平成十八年の消防組織法の改正後、平成二十四年度末に至るまでの広域化の状況を踏まえると

、広域化の進捗状況は地域の実情によって左右される面があるものと考えられる。このことから、今後、広域化を推進するに当たっては、広域化対象市町村の組合せを定める場合は、広域化の規模に関する目標を引き続き考慮すると同時に地域の事情も十分勘案することとする。あわせて、広域化に関する取組を行う対象地域を、それぞれの地域における広域化の必要性や広域化への期待等を踏まえて重点化する枠組みを設けた上で、地域の実情を踏まえたきめ細かい取組を行うこととする。

その際、地域の実情を熟知した広域的な地方公共団体である都道府県の役割が特に重要である。平成二十年及び平成二十一年の消防組織法の改正により、緊急消防援助隊に関する事務と傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する事務が都道府県の事務に追加されたことからも明らかなように、消防の分野における都道府県の役割の重要性は高まっている。広域化についても、本指針一、1で示された現下の消防を取り巻く状況を踏まえると、国の取組とあわせ、都道府県には、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが更に期待される。とりわけ、関係市町村間の連絡調整はもとより、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等について、より積極的にその役割を果たし、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことが求められる。

二中「これまでの実績を踏まえた上で、今後着実に推進するためには、当面、一定の期間を区切っ

て」を「地域における広域化についての合意形成には相当の時間を要するものと考えられる一方で、大規模災害等が発生する懸念が高まっており、広域化の取組が急がれることや過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害するおそれがあることを踏まえると、五年程度後を期限として」に改め、二の⑴を次のように改める。

⑴　都道府県の推進計画等

都道府県の実情に照らし、必要に応じて推進計画の変更又は策定を行うよう努めること。

なお、本指針三、３に定める消防広域化重点地域の指定については、速やかに行うこと。

二の⑵中「の実現の期限」を削り、「推進計画策定後五年度以内（平成二十四年度まで）を目途に」を「本指針が定められた当初の期限である平成二十四年度末から五年程度後の平成三十年四月一日までに」に改める。

三の１の⑵の②中「少子化の進展による」を削り、三の１の⑶を次のように改める。

⑶　広域化対象市町村の組合せ

本指針三、２に基づき定めること。

なお、広域化対象市町村の組合せに基づく本指針三、３に定める消防広域化重点地域の指定等を行う場合については、本指針三、３によること。

三の１の⑷中「本指針三、３」を「本指針三、４」に改め、三の２の⑴中「かんがみる」を「鑑み

る」に、「ただし」を「しかしながら」に、「これらに対する十分な考慮が必要である」を「広域化対象市町村の組合せを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。その際、例えば、当該組合せの広域化を段階的に実現するために段階ごとの組合せをあわせて定めるという方策も考えられる」に改め、三の3を三の4とし、三の2の次に次のように加える。

3　消防広域化重点地域の指定等

⑴　消防広域化重点地域の指定の趣旨

本指針一、3の趣旨を踏まえ、本指針一、4に掲げる国の施策及び本指針三、4に掲げる各都道府県における措置を他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に実施することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するため、消防広域化重点地域（以下「重点地域」という。）の枠組みを設ける。

⑵　都道府県知事による重点地域の指定及び公表等

都道府県知事は、広域化対象市町村のそれぞれの組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると当該都道府県知事が認めるものを重点地域として指定することができる。

①　今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域

②　広域化の気運が高い地域

広域化対象市町村の一の組合せを越える地域を重点地域に指定しようとするときは、当該指定しようとする地域が広域化対象市町村の一の組合せの全部又は一部を構成するよう、事前又は事後に推進計画の変更を行うものとする。

なお、当該指定を行ったときはその旨を、当該重点地域に対する都道府県の支援の内容とともに公表するものとする。

⑶　関係市町村の意見の聴取等

重点地域の指定に当たっては、都道府県知事は、あらかじめ関係市町村の意見を聴くものとする。

また、重点地域に指定された市町村以外の市町村から重点地域の指定を求める意見等があった場合においては、都道府県知事は当該意見等を尊重し、当該市町村を対象とする重点地域の指定等に努めるものとする。

⑷　重点地域の指定の変更

⑵及び⑶は、重点地域の指定の変更について準用する。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件　新旧対照条文

○　市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成十八年消防庁告示第三十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
一　自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項 1　市町村の消防の広域化の必要性 消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。 しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。 これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によって、 ①　災害発生時における初動体制の強化 ②　統一的な指揮の下での効果的な部隊運用 ③　本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強 ④　救急業務や予防業務の高度化及び専門化 ⑤　財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備 ⑥　消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮 等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に	一　自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項 1　市町村の消防の広域化の必要性 消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。 しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。 これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によって、 ①　災害発生時における初動体制の強化 ②　統一的な指揮の下での効果的な部隊運用 ③　本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強 ④　救急業務や予防業務の高度化及び専門化 ⑤　財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備 ⑥　消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮 等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に

関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

こうしたことから、平成六年以降、自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきた。全国の消防本部の数は、最も多かった平成三年十月の九百三十六本部から、平成十八年四月には八百十一本部にまで減少しているが、広域化と並行して進められた市町村合併の状況と比較すると、広域化が十分進んだとは言い難い状況にあった。そこで、平成十八年においては、都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組みの創設と併せ、災害の大規模化・多様化等の環境の変化に的確に対応するために広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げること等を内容として、広域化を更に推進するための消防組織法の改正及びこれに基づく本指針の策定を行った。

以来、改正後の消防組織法に基づき各都道府県において定められた推進計画に基づく取組が進められてきたところであるが、本指針が策定された当初の広域化の実現の期限としていた平成二十四年度末には平成十八年四月から更に二十七本部が減少し、消防本部数は七百八十四本部となったところである。広域化を行った消防本部においては、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化を通じた住民サービスの向上等の成果が現れており、広域化に伴う現象として一部の地方公共団体が懸念する、消防署所の配置替えによる一部地域での消防力低下や消防本部と市町村との関係の希薄化といった事実は認められない。

このように、広域化した消防本部においては、広域化の意図する成果が現れてはいるものの、全体的には、管轄人口十万未満の小規模な消防本部（以下「小規

関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

こうしたことから、これまでも自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきたところであり、市町村合併の進展とも相まって、全国の消防本部の数は、最も多かった平成三年十月の九百三十六本部から、平成十八年四月には八百十一本部にまで減少しているが、広域化が十分に進んだとは言い難い状況にある。

また、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて減少に転じており、今後も少子化の進行により、将来人口が減少することが予想されている。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少すると考えられる。さらに、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も懸念される。

このような現状にかんがみると、市町村の消防の体制の整備及び確立を図るためには、今後ともより一層自主的な市町村の消防の広域化を推進することが必要である。

模消防本部」という。）が全消防本部数の約六割を占めるなど、広域化の進捗はまだ十分とはいえず、小規模消防本部が抱える前記の課題が依然として克服されていない。

一方で、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて減少に転じ、これまでの長期的な少子化の傾向が今後も続く場合は、将来人口が減少することが予想されている。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約もより厳しくなるものと考えられる。また、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も更に懸念される状況にある。このような人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えられ、加えて、近年の東日本大震災での教訓や類例を見ない大規模災害等の発生、また、今後の災害リスクの高まりも指摘される状況を踏まえると、国、都道府県及び市町村が一体となった広域化の推進による小規模消防本部の体制強化がこれまで以上に必要となっている。

2　消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

①　市町村の消防の広域化の理念及び定義

②　消防庁長官による基本指針の策定

③　都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等

④　広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成

2　消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

①　市町村の消防の広域化の理念及び定義

②　消防庁長官による基本指針の策定

③　都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等

④　広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成

⑤　国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。

また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

加えて、広域化については、一部事務組合等の共同処理又は事務委託の方式により行われることとなるが、関係市町村間においてそれぞれの方式の利点及び問題点を十分に比較考量の上、その地域に最も適した方式を選択することが必要である。

3　平成二十五年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性

平成十八年の消防組織法の改正後、平成二十四年度末に至るまでの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗状況は地域の実情によって左右される面があるものと考えられる。このことから、今後、広域化を推進するに当たっては、広域化対象市町村の組合せを定める場合は、広域化の規模に関する目標を引き続き考慮すると同時に地域の事情も十分勘案することとする。あわせて、広域化に関する取組を行う対象地域を、それぞれの地域における広域化の必要性や広域化への期待等を踏まえて重点化する枠組みを設けた上で、地域の実情を踏まえたきめ細かい取組を行うこととする。

その際、地域の実情を熟知した広域的な地方公共団

---

⑤　国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。

また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

（新設）

体である都道府県の役割が特に重要である。平成二十年及び平成二十一年の消防組織法の改正により、緊急消防援助隊に関する事務と傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する事務が都道府県の事務に追加されたことからも明らかなように、消防の分野における都道府県の役割の重要性は高まっている。広域化についても、本指針一、1で示された現下の消防を取り巻く状況を踏まえると、国の取組とあわせ、都道府県には、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが更に期待される。とりわけ、関係市町村間の連絡調整はもとより、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等について、より積極的にその役割を果たし、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことが求められる。

4 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

本指針一、3を踏まえ、国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。

(1) （略）

(2) 広報及び普及啓発

市町村の消防の広域化を推進するためには、消防サービスの提供を受ける国民、広域化に直接取り組む市町村及び指導助言や連絡調整等を市町村に対して行う都道府県が広域化の必要性、メリットや全国的な状況等について、十分に理解することが重要で

3 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。

(1) 消防広域化推進本部の設置

消防庁に、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。

(2) 広報及び普及啓発

広域化の必要性やメリットについて、国民の理解を十分に深めるため、あらゆる機会を捉え、また、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。

あることから、あらゆる機会を捉え、また、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。

(3) 都道府県及び市町村に対する情報提供

広域化の推進に関する制度、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道府県及び市町村のニーズに応じた情報提供を行い、関係者における広域化に関する取組の促進を図る。

(4) 相談体制の確保充実

広域化を実現した消防本部の幹部職員等で消防庁に登録された者を市町村等に派遣し、助言等を行う消防広域化推進アドバイザーの活用等により、広域化に関する協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等広域化に関する個別具体の相談に積極的に応じる。

（削除）

(3) 都道府県及び市町村に対する情報提供

広域化の推進に関する制度、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道府県及び市町村に対して逐次紹介又は情報提供し、関係者における広域化に関する理解の促進を図る。

(4) 相談体制の確保充実

広域化に関する協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等広域化に関する個別具体の相談に積極的に応じる。

(5) 財政措置

都道府県に対して、広域消防運営計画の作成等に関する広域化対象市町村への情報提供や助言等を行うために必要となる経費について所要の普通交付税措置を講ずるほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体の組合で広域化を行った広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は同項の地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村（以下「広域化対象市町村等」という。）に対して、当該広域化対象市町村等が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

なお、これらの措置については、市町村の消防の広域化の状況を踏まえ、今後、必要に応じて見直すものとする。

①　市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）に伴う広域消防運営計画の作成に要する経費及び臨時に増加する行政に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。

②　市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づき平成二十四年度までに行われるものに限る。）に伴い、消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）に基づき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署若しくは出張所又は指令センターの整備事業であって、当該広域化後五年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

③　市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）に伴う消防庁舎の整備（②に係る事業を除く。）に要する経費について所要の地方債措置を講ずる。

④　市町村の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。

⑤　消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）の整備に要する経費について防災基盤整備事業として所要の地方財政措置を講ずる。

⑥　市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の

二　自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、地域における広域化についての合意形成には相当の時間を要するものと考えられる一方で、大規模災害等が発生する懸念が高まっており、広域化の取組が急がれることや過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害するおそれがあることを踏まえると、五年程度後を期限として広域化に取り組むことが必要である。

(1)　都道府県の推進計画等

都道府県の実情に照らし、必要に応じて推進計画の変更又は策定を行うよう努めること。

なお、本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定については、速やかに行うこと。

(2)　市町村の消防の広域化

各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、本指針が定められた当初の期限である平成二十四年度末から五年程度後の平成三十年四月一日までに広域化を実現すること。

三　推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

1　（略）

整備については、消防防災施設等整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮をするものとする。

二　自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、これまでの実績を踏まえた上で、今後着実に推進するためには、当面、一定の期限を区切って広域化に取り組むことが必要である。

(1)　都道府県の推進計画の策定の期限

都道府県においては、できる限り早期に推進計画を定めることが望ましいが、遅くとも平成十九年度中には定めること。

(2)　市町村の消防の広域化の実現の期限

各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、推進計画策定後五年度以内（平成二十四年度まで）を目途に広域化を実現すること。

三　推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

1　推進計画の策定

都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する

(1)	（略）
(2)	市町村の消防の現況及び将来の見通し 次のような事項に留意して定めること。 ① （略）
(3)	② さらに、今後の人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展の中で、市町村の消防が将来どのような姿になっていくかの見通しについても、市町村の協力を得つつ、的確に分析し、認識する必要があること。 広域化対象市町村の組合せ

	必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めるよう努めることとされている推進計画には、おおむね次のような事項を定めることとなる。
(1)	自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項 次のような事項に留意して定めること。 ① 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。 ② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。 ③ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。
(2)	市町村の消防の現況及び将来の見通し 次のような事項に留意して定めること。 ① 広域化を推進するに当たっては、まず、当該都道府県における広域化の必要性を十分認識する必要があることから、各都道府県における消防需要の動向、これに対する消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況等の市町村の消防の現況について、市町村の協力を得つつ、消防本部の規模別に十分把握し、その問題点を分析し、認識する必要があること。
(3)	② さらに、今後の少子化の進展による人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展の中で、市町村の消防が将来どのような姿になっていくかの見通しについても、市町村の協力を得つつ、的確に分析し、認識する必要があること。 広域化対象市町村の組合せ

本指針三、２に基づき定めること。

なお、広域化対象市町村の組合せに基づく本指針三、３に定める消防広域化重点地域の指定等を行う場合については、本指針三、３によること。

⑷　自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

本指針三、４に基づき定めること。

⑸・⑹　（略）

２　推進計画に定める市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

⑴　市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火

本指針三、２に基づき定めること。

⑷　自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

本指針三、３に基づき定めること。

⑸　広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

⑹　市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。

また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならないとされているところである。

２　推進計画に定める市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

⑴　市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火

災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

しかしながら、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、広域化対象市町村の組合せを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。その際、例えば、当該組合せの広域化を段階的に実現するために段階ごとの組合せをあわせて定めるという方策も考えられる。

(2) （略）

3 消防広域化重点地域の指定等

(1) 消防広域化重点地域の指定の趣旨

本指針一、3の趣旨を踏まえ、本指針一、4に掲げる国の施策及び本指針三、4に掲げる各都道府県における措置を他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に実施することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するため、消防広域化重点地域（以下「重点地域」という。）の枠組みを設ける。

災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。

ただし、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要である。

(2) 配慮及び留意すべき事項

既存の消防広域化基本計画に基づいて行われた広域化の状況及び非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

（新設）

4

（略）

⑵　都道府県知事による重点地域の指定及び公表等

都道府県知事は、広域化対象市町村のそれぞれの組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると当該都道府県知事が認めるものを重点地域として指定することができる。

①　今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域

②　広域化の気運が高い地域

広域化対象市町村の一の組合せを越える地域を重点地域に指定しようとするときは、当該指定しようとする地域が広域化対象市町村の一の組合せの全部又は一部を構成するよう、事前又は事後に推進計画の変更を行うものとする。

なお、当該指定を行ったときはその旨を、当該重点地域に対する都道府県の支援の内容とともに公表するものとする。

⑶　関係市町村の意見の聴取等

重点地域の指定に当たっては、都道府県知事は、あらかじめ関係市町村の意見を聴くものとする。

また、重点地域に指定された市町村以外の市町村から重点地域の指定を求める意見等があった場合においては、都道府県知事は当該意見等を尊重し、当該市町村を対象とする重点地域の指定等に努めるものとする。

⑷　重点地域の指定の変更

⑵及び⑶は、重点地域の指定の変更について準用する。

3

自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必

要な措置に関する基準

消防組織法第三十三条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。

具体的には、

① 広域化を推進するための体制の整備

② 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等

③ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等

④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

⑤ 広域化に関する調査研究

等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。